

令和7年 下呂市農業委員会第3回総会議事録

開催日時	令和7年3月4日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	7 番 林 忠助 16 番 福井 順也 20 番 中桐 由起子（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 9 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 10 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 11 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 12 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 議事 14 号 地域計画策定に係る意見照会について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第3回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 23 番 中島 悠 委員 1 番 山下 康子 委員 をお願いいたします。	
会 長	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	
会 長	農地法第3条申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

事務局	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は申請地付近の住宅を売り渡す際に合わせて農地を譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は転入し、申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
9 番	1 番について説明します。場所は国道41号の***の裏手の土地です。譲渡人は近隣の宅地を売却するにあたり、隣地である農地を無償譲渡するものです。譲受人は野菜を耕作するとのことで問題ありません。
24番	2 番について説明します。場所は***から関に向かって400mくらいの土地です。譲受人は近隣に住宅を購入し、転入します。畑は自分で管理し、田については、ライスセンター等、地元の方と相談しながら耕作したいとのことなので、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議案第9号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり事業計画変更承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。

事務局	議案第9号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、目的の変更が1件、転用事業者の変更を伴う目的の変更が2件です。 番号1については、平成16年10月に倉庫建築を目的とする5条許可を得た転用計画について、建築資材の高騰により建築費が当初予算を大きく上回ったため建築を断念した土地です。当初事業計画者から製材業の駐車場として利用したいとの希望があったことから、変更承認を求めるものであります。 番号2については、平成16年10月に倉庫建築を目的とする5条許可を得た転用計画について、建築資材の高騰により建築費が当初予算を大きく上回ったため建築を断念した土地です。計画変更事業者から一般個人住宅の敷地として利用したいとの希望があったことから、変更承認を求めるものであります。なお、新たに所有権移転の5条申請が併せて提出されております。
事務局	番号3については、平成16年10月に倉庫建築を目的とする5条許可を得た転用計画について、建築資材の高騰により建築費が当初予算を大きく上回ったため建築を断念した土地です。計画変更事業者から一般個人住宅の敷地として利用したいとの希望があったことから、変更承認を求めるものであります。なお、新たに所有権移転の5条申請が併せて提出されております。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、面積については田689㎡、畑746㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
19番	1番について説明します。場所は***の近くになります。周辺には宅地が多く、農地は少ないため、問題ありません。
7番	2番について説明します。場所は***の付近です。申請人の家族が増えるため、増築したいとのことです。周辺への影響はないため、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の6ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、工・鉱業用地への転用が2件、店舗等施設への転用が1件、面積については田3,061㎡、畑127㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、電気事業の河川水位観測設備として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を借り受け、温泉浴場業の燃料施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。
事務局	番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。
事務局	番号6については、申請地を借り受け、建設業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
1番	1番について説明します。場所は***から200mほどのところですが。河川水位設備が古くなり、場所を変えて設置したいとのことで、周辺に農地もなく、問題ありません。
2番	2番について説明します。場所は***の近くです。賃借人は燃料置場用母屋を建築したいとのことです。周辺は賃貸人の所有地であり、問題ないと思われます。
8番	3番と4番について説明します。場所は***から南に1キロあたりの土地です。この件は先ほど事業計画変更で承認されたものであり、資材置場と住宅を建てるという申請であり、問題ありません。
9番	5番について説明します。場所は***から東へ100mほどの土地です。譲受人は自己住宅を建てたいとのことです。周辺に農地はないため、問題ありません。

26番	6番について説明します。場所は旧***の近くです。借受人が土場として借り受けるものです。周辺には耕作農地はないため問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、所有権移転が4件、使用貸借契約が4件、賃貸借契約が2件提出されています。 議案8ページから9ページについて、所有権移転について記載されていますので、説明致します。所有権移転の番号1から4につきましては、これまで利用権設定していた申請地を所有権移転するものです。譲受人は***で、農地所有適格法人であることを確認しています。無償譲渡となっています。 議案の10ページから11ページをご覧ください。議案の2番についてのみ、今まで基盤法で***に設定されていたものですが、こちらを中間管理機構を通じて利用権設定をするとともに、周辺農地の契約をするものです。番号の1番、2番については使用貸借、3番4番については賃貸借、5番6番については使用貸借となっております。 ***ですが、ほとんどが畑でトマトを耕作しますが、一部を田として借受をします。利用集積計画において中間管理機構である岐阜県農畜産公社に10年間の設定をします。 以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長	議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。 中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案のA 3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が20筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は1名で、***とありますが、***が法人化したことにより新しく名前が変わったものです。 次に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、3月31日から10年間の権利設定されることとなります。 以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議案第14号 地域計画策定に係る意見照会について地域計画の策定について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第14号 地域計画策定にかかる意見照会について説明致します。地域計画を策定するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、下呂市農業委員会に意見を求められましたので、皆様の意見を伺います。尚、この地域計画は令和5年度より農業委員の皆様に協議に参加して頂きました。現在受けている農業補助金や今後の土地改良事業に影響がないことを最重要視したため、市内の全ての農振地を対象農地とさせていただきます。また、今後の計画変更の手続き等を円滑に行うため、協議の時点では市内16ヶ所で行いましたが、計画そのものは下呂市として1本の計画とさせていただきます。尚、各地で皆様に話し合っていたことは、本当に必要な地域課題として今後も協議を重ねていく予定です。皆様には特に地域の中心経営体に不足がないかを確認して頂ければと考えております。 地域計画の対象農地は転用の制限がかかりますが、農振農用地を全て地域計画の対象地としているため、農振除外申請が提出された時点で地域計画を審議した後、転用申請ということになります。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

事務局	地域計画に掲載することが各種補助金の補助要件となってきます。大体3種類くらいの要件があります。1つ目は地域計画が定められている地域であることですが、こちらについては下呂市全域に地域計画を定めるため、問題ありません。2つ目は地域計画の対象農地であることですが、農振農用地を全て対象農地としています。3つ目は地域計画において地域の農業を担う者として地図に掲載があることですが、この資料の一番最後にある一覧に記載されていない人は補助対象となくなります。認定農業者でない人もこの一覧には記載されています。認定農業者でなくても、この一覧には記載できます。この一覧に記載されておらず、補助を受ける場合は、地域計画の更新まで補助が受けられなくなるので現在わかる範囲で記載をしたいと考えています。
15番	地域の農業を担う者の把握についてですが、農業委員が全ての人を把握しているわけではないので、把握漏れがあっても責任をとれない。
事務局	記載漏れがあったからといって農業委員の責任ということはありません。地域を詳しく知っている農業委員に聞きたいという趣旨です。また、農協にも同様に聞いています。
8番	地域の農業を担う者の把握についてですが、今回記載しないと新たに加えることはできないのか。また、規模や年齢など条件はあるのか。
事務局	1年毎に地域計画更新があるので、その際に新たに記載することができます。記載に際して条件はありません。個別の案件については紙に提出してください。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 地域計画の策定に係る意見について、意見無しで良い方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、意見無しとします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
事務局	令和7年度の総会日程について、別紙のとおり計画しています。多数の方が出席できないということであれば、日程の見直しを行います。 【意見無し】
事務局	本計画のと通りの日程とさせていただきます。

会 長

以上をもちまして、第3回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番